

事業復活支援金の事前確認受付期限について

事業復活支援金の申請には、商工会等の登録確認機関による「事前確認」が必要となっております。都合により、当商工会における受付期限を下記のとおりとさせていただきますので、ご注意ください。

【当商工会における事前確認受付期限】

令和 4 年 5 月 26 日（木）正午まで

【注意事項】

- ・ 確認作業の際、必要書類に不備がある場合は事前確認を行うことができません。
あらかじめ事業復活支援金 HP にて記載の必要書類をご準備ください。

[事前確認に必要な書類 | 事業復活支援金 HP \(jigyuu-fukkatsu.go.jp\)](http://jigyuu-fukkatsu.go.jp)

- ・ 事前確認は予約制でのご対応となります。

急な来会では対応できかねますので、商工会まで事前にご確認ください。

神栖市商工会 本 所 TEL：0299-92-5111

波崎支所 TEL：0479-48-0333

※過去に一時支援金・月次支援金を受給している場合、原則として、事業復活支援金の事前確認を受ける必要はありませんが、申請 ID を忘れてしまった場合や、再度取得した申請 ID を使用する場合は、事前確認が必要となります。